



島根県報

平成20年1月29日(火)

号外第5号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

島根県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

(都市計画課)

公布された条例等のあらまし

島根県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則(規則第3号)

1 規則の概要

- (1) 道標、案内図板その他公共的目的をもった屋外広告物若しくは掲出物件等について、表示又は設置の禁止に係る規定の適用を除外する基準を定めることとした。(第3条・別表第2関係)
- (2) 屋外広告物の表示又は掲出物件の設置の許可に係る基準を改めることとした。(第4条・別表第3関係)
- (3) 屋外広告物講習会受講願書に係る様式を改めることとした。(様式第13号関係)
- (4) その他規定の整理

2 施行期日

平成20年4月1日から施行することとした。

規

則

島根県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年1月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第3号

島根県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

島根県屋外広告物条例施行規則(昭和49年島根県規則第39号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 5 条例第9条第3号の規則で定める基準(条例第5条第3項の許可に係るものに限る。)は、別表第2のとおりとする。

第4条中「基準」の次に「(条例第5条第3項の許可に係るものを除く。)」を加え、「別表第2」を「別表第3」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第3条関係)

区 分		基 準
共通	表示内容	自己の住所、事業所又は営業所(以下「事業所等」という。)に係る名称、距離又は方向のみを表示するものであること。
広告物	野立広告物	大きさ 1表示面につき1平方メートル以内。ただし、集合広告物(1つ

の種類			の広告物又は掲出物件に複数の事業所等に係る名称、距離又は方向を表示するものをいう。以下同じ。)にあつては、当該集合広告物を構成する各事業所等に係る表示部分の面積がそれぞれ1平方メートル以内、かつ、当該集合広告物の表示面積が3平方メートル以内
		高さ	地表から上端まで 3メートル以内。ただし、占用許可(道路法(昭和27年法律第180号)第32条に規定するものをいう。以下同じ。)を受けて設置するものにあつては、占用許可の基準によること。
		個数	1事業所等につき4個以内
	野立広告物以外	大きさ	1表示面につき1平方メートル以内。ただし、集合広告物にあつては、当該集合広告物を構成する各事業所等に係る表示部分の面積がそれぞれ1平方メートル以内、かつ、当該集合広告物の表示面積が3平方メートル以内
		その他	広告物の種類に応じた別表第3の基準を満たすこと。

備考

- この表において「野立広告物」とは、支柱又は2以上の足をもって地上に設置するものをいう。
- 町内会の住宅案内図、県内主要観光地に係る名称、距離又は方向のみを表示する広告物その他これらに類する広告物のうち、けばけばしい色彩でなく、かつ、周辺の景観と調和しているものとして知事が特に認めるものについては、「1表示面につき1平方メートル以内。ただし、集合広告物(1つの広告物又は掲出物件に複数の事業所等に係る名称、距離又は方向を表示するものをいう。以下同じ。)にあつては、当該集合広告物を構成する各事業所等に係る表示部分の面積がそれぞれ1平方メートル以内、かつ、当該集合広告物の表示面積が3平方メートル以内」及び「1表示面につき1平方メートル以内。ただし、集合広告物にあつては、当該集合広告物を構成する各事業所等に係る表示部分の面積がそれぞれ1平方メートル以内、かつ、当該集合広告物の表示面積が3平方メートル以内」とあるのは「表示面の合計7平方メートル以内」と、「3メートル以内」とあるのは「5メートル以内」としてこの表を適用する。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3(第4条関係)

1 広告物又は掲出物件の種類ごとの基準

項	区 分			基 準		
1	はり紙			大きさ	1枚につき1.5平方メートル以内	
2	はり札			大きさ	1枚につき0.3平方メートル以内	
3	立看板			大きさ	縦2.0メートル横1.0メートル以内	
				脚部の高さ	0.5メートル以内	
4	野立 広告物	自家用 広告物	同一敷地内における広告物が1個の場合	大きさ	30平方メートル以内	
			同一敷地内における広告物が2個以上の場合	高さ	広告板 地表から上端まで 6メートル以内 広告塔 地表から上端まで 10メートル以内	
				同一敷地内における広告物の表示位置及び大	相互間の距離	大きさ
				100メートル以上	30平方メートル以	-

			高さ	100メートル未満	30平方メートル以内	30平方メートル以内
			高さ	広告板 地表から上端まで 6メートル以内 広告塔 地表から上端まで 10メートル以内		
	自家用 広告物 以外の 広告物	特定案内用広告物又は特認案内用広告物	高さ	特定案内用広告物にあつては地表から上端まで3メートル以内、特認案内用広告物にあつては地表から上端まで5メートル以内。ただし、占用許可を受けて設置するものにあつては、占用許可の基準によること。		
			個数	1事業所等につき4個以内		
		特定案内用広告物及び特認案内用広告物以外の広告物又は特定案内用広告物若しくは特認案内用広告物のうち上記の許可基準に適合しないもの	表示位置	1 広告物相互間の距離 100メートル以上。ただし、隣接する複数の広告物の相互間の距離が20センチメートル以内かつ当該各広告物の表示面積の合計が30平方メートル以内であつて、当該各広告物の表示面の地表からの高さの上端及び下端の位置が一致する場合にあつては、この限りでない。 2 国道及び鉄道(以下「国道等」という。)からの距離 100メートル以上。ただし、地形等の理由により100メートル以上離すことが困難な場合にあつては、国道等から可能な限り離すことをもって足りる。 3 都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項の規定により定められた市街化区域、同法第8条第1項の規定により定められた用途地域又は概ね10以上の家屋が連たする地域において表示する場合にあつては、国道等からの距離に係る基準は、適用しないこととする。		
			大きさ	30平方メートル以内		
			高さ	広告板 地表から上端まで 6メートル以内 広告塔 地表から上端まで 10メートル以内		
5	建築物の屋根又は屋上に表示する 広告物又は設置する掲出物件		個数	1棟につき1個		
			大きさ	1表示面につき100平方メートル以内かつ表示面の合計400平方メートル以内		
			高さ	1 地表から上端まで 51メートル以内 2 広告物の高さが、設置する建築物の高さの3分の2以内かつ10メートル以内		
			その他	建築物の壁面をこえて外側に突き出していないこと。		
6	建築物の屋根又は壁面に直接表示する 広告物		大きさ	屋根又は壁面の1面の面積	表示面積の限度	
				500平方メートル未満	1 屋根又は壁面の2分の1以内 2 20平方メートル以内	
				500平方メートル以上1,000平方メートル未満	屋根又は壁面の1面の面積から500平方メートルを減じたものに100分の4を乗じて得た面積に20平方メートルを	

			加えた面積以内		
			1,000平方メートル以上	屋根又は壁面の1面の面積から1,000平方メートルを減じたものに100分の1を乗じて得た面積に40平方メートルを加えた面積以内	
7	建築物の壁面に表示する広告物又は設置する掲出物件	個数	1壁面につき2個以内		
		大きさ	1壁面につき20平方メートル以内		
		道路境界線から突き出す高さ	車道	地表から下端まで 4.7メートル以上	
			歩道	地表から下端まで 2.5メートル以上	
		道路境界線から突き出す長さ	0.6メートル以内		
8	アーケードに表示する広告物又は設置する掲出物件	大きさ	車道	2.0平方メートル以内	
			歩道	1.0平方メートル以内	
		高さ	車道	地表から下端まで 4.5メートル以上	
			歩道	地表から下端まで 2.5メートル以上	
9	アーチに表示する広告物又は設置する掲出物件	大きさ	30平方メートル以内		
		高さ	地表から下端まで 4.5メートル以上		
		位置	幅員20メートル未満の道路		
10	電柱、街灯柱等に表示する広告物又は設置する掲出物件	個数	突出し	1本につき1個	
			巻付け	1本につき1個	
		大きさ	突出し	縦1.2メートル横0.45メートル以内	
			巻付け	縦1.8メートル以内	
		突出しの高さ	車道	地表から下端まで 4.7メートル以上	
			歩道	地表から下端まで 2.5メートル以上	
		突出しの取付け部分の長さ	0.5メートル以内		
その他	直塗りしないこと。				
11	照明広告物	第3号の項から第10号の項まで及び第12号の項によるものとする。			
12	横断幕及びけんすい幕	個数	1壁面につき3個以内		
		大きさ	横断幕	幅1.0メートル以内	
			けんすい幕	幅1.0メートル長さ10メートル以内(けんすい幕掲出装置のあるものにあつては、幅1.5メートル長さ15メートル以内)	
高さ	車道	地表から下端まで 4.5メートル以上			
	歩道	地表から下端まで 2.5メートル以上			
13	旗及びのぼり	大きさ	縦1.5メートル横0.5メートル以内		
		高さ	地表から下端まで	1.0メートル以上	
		地表から上端まで	3.0メートル以内		
14	消火栓標識を利用する広告物	大きさ	縦0.4メートル横0.8メートル以内		

		高さ	車道地表から下端まで 4.7メートル以上 歩道地表から下端まで 2.5メートル以上
15	バス停留所標識 を利用する広告 物	非照明式 大きさ	1 1表示面につき0.25平方メートル以内 2 表示面の最下端部に設けること。
		照明式 大きさ	1 表示面の広さの3分の1以内 2 表示面の最下端部に設けること。

備考

- この表において「野立広告物」とは、支柱又は2以上の足をもって地上に設置するものをいう。
- この表において「自家用広告物」とは、自己の氏名、名称、店名、屋号若しくは商標若しくは自ら販売若しくは製造する商品の名称又は自己の事業若しくは営業内容を表示するため、自己の事業所等に表示する広告物をいう。
- この表において「広告塔」とは、厚さが主な表示面の幅の6分の1以上である野立広告物をいう。
- この表において「特定案内用広告物」とは、自己の事業所等に係る名称、距離又は方向のみを表示するものであって、大きさが1表示面につき1平方メートル以内(集合広告物にあっては、当該集合広告物を構成する各事業所等に係る表示部分の面積がそれぞれ1平方メートル以内、かつ、当該集合広告物の表示面積が3平方メートル以内)であるものをいう。
- この表において「特認案内用広告物」とは、町内会の住宅案内図、県内主要観光地に係る名称、距離又は方向のみを表示する広告物その他これらに類する広告物のうち、けばけばしい色彩でなく、かつ、周辺の景観と調和しているものとして知事が特に認めるものであって、表示面の合計が10平方メートル以内であるものをいう。

2 総表示面積の規制基準

1の表の第5号の項から第7号の項まで、又は第12号の項の広告物のうち、複数の項の広告物又は掲出物件が同一建築物の同一面に表示又は設置される場合においては、各面における広告物の表示面積の合計は、建築物の当該壁面の面積の3分の1以内であること。

「 住 所
フリガナ 「
様式第13号中 申込者 氏 名 を 申込者 に、
職 業 「
生年月日」

講 習 要 目	受講希望の有無	備 考
屋外広告物の法令に関する事項	有 無	
屋外広告物の表示に関する事項	有 無	
屋外広告物の施工に関する事項	有 無	
所属する法人の名称等	名 称	
	所在地	

を

住 所	
フリガナ 氏 名	電話番号 (自宅・勤務先)

生年月日		職 業	
勤 務 先	名 称		
	所在地		

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の島根県屋外広告物条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に島根県屋外広告物条例（昭和49年島根県条例第21号。以下「条例」という。）第 4 条又は第 5 条第 3 項の規定による許可を受けて表示又は設置する広告物又は掲出物件（以下「広告物等」という。）について適用し、同日前に条例第 4 条又は第 5 条第 3 項の規定による許可を受けて表示又は設置された広告物等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前に条例第 4 条又は第 5 条第 3 項の規定による許可を受けて表示又は設置された広告物等で施行日以後に条例第 8 条第 1 項の規定による許可を受けて変更又は改造するものについては、改正後の規則の規定を適用する。